

第1条 総則

1. 本利用規約は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム（以下 CNCP と称する）が提供するインターネットサイトで業務委託者（以下クライアントと称する）と業務受託者（以下メンバーと称する）のマッチングを支援する仕組み「CNCP マッチングサイト」（以下「本サイト」と称する）の利用にあたって、遵守すべき事項および本サービスの提供を受ける会員（以下利用者と称する）と CNCP との関係を定めるものです。
2. 本規約は本サイトの利用に関して生ずるすべての関係に適用されるものとし、利用者は、本規約を熟読し、本規約の内容を十分に理解した上でこれに同意して、本サイトを利用するものとします。

第2条 定義

本利用規約で使用される以下の各用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

「本サービス」：本サイトの閲覧や本サイトに付随するメール配信等を利用した業務委託に関する全ての情報提供サービスの総称のことをいいます。

「会員」：本サイトで所定の会員登録手続を行って CNCP から登録の承諾を受けた法人もしくは個人をさします。

「利用者」：本サービスの提供を受ける会員の総称のことをいいます。

「クライアント」：本サービスを通して業務を委託し、または委託しようとする法人もしくは個人をさします。

「メンバー」：本サービスを通じて業務を引き受け、または引き受けようとする法人もしくは個人をさします。

「受発注者」：クライアントおよびメンバーの総称のことをいいます。

「業務委託」：本サービスにおいて、クライアントの依頼に対してメンバーが応募し、契約が成立したうえでメンバーが業務を遂行する業務形態をいいます。

「本取引」：本サービスを利用して行われるクライアントとメンバーの間での業務委託契約をいいます。

「設計変更」：業務委託契約後にクライアントとメンバー双方が合意のうえで業務内容の変更することをいいます。

「預託金制度」：本サービスにおいて、クライアントが CNCP に対し預託金を収めることにより、クライアントからメンバーに対する本取引の報酬の支払いを担保する制度です。預託金額はクライアントとメンバー間での合意された報酬額にシステム利用料を加算した額です。

「個人情報」：住所・氏名・電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報をいいます。

「秘密情報」：会員がサービスを通じて他の会員から得た、技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウなどに関する一切の情報のことをいいます。

第3条 規約の改定

CNCP は、利用者への了解を得ることなく本規約を変更・追加・削除できるものとします。規約の変更により利用者に生じた一切の損害について、CNCP は責任を負いません。変更後の規約は本サイトに表示・告知された時点より効力を生じるものとし、利用者は定期的に本規約の最新の内容を確認する義務を負うものとします。

第4条 会員登録

1. CNCP の法人正会員、個人正会員、賛助会員は無審査で会員登録されます。
2. 会員登録ができるのは、CNCP の法人正会員、個人正会員、賛助会員および CNCP サポーターと CNCP から登録承認を受けた一般法人及び個人に限るものとします。なお、同一法人内で部署別の登録を希望の場合は部署別登録が可能です。
3. 登録した情報のすべては、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、会員自らが責任を負うものとしてします。
4. 会員として登録できる者の資格・条件は以下の通りです。
 - (1) CNCP の法人正会員、個人正会員、賛助会員および CNCP サポーター。
 - (2) CNCP から一般法人及び個人登録の事前審査を受け登録料を納めた者。
 - (3) 電子メールアドレスを保有していること。
 - (4) 本利用規約のすべての条項に同意すること。
 - (5) 過去、現在または将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有しないこと。
5. CNCP は、以下の各号に該当する場合、会員として登録することを承諾しない場合があります。また、承諾・登録後であっても、会員について以下の各号に該当する事実が判明した場合には、承諾・登録を取り消すことがあります。
 - (1) 会員登録の資格・条件を満たさない場合または満たさなくなった場合。
 - (2) 入力された登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合。
 - (3) CNCP からの電子メールを受領できない場合。
 - (4) 本利用規約に違反する行為を行った場合。
 - (5) その他 CNCP が当該会員の登録が不適切であると判断した場合。
6. 登録情報および本サービスの利用において CNCP が知り得た利用者の情報については、第 23 条に定める「個人情報保護方針」に従って取り扱われるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
7. 会員が退会を希望する場合には、所定の手続きを行うこととします。ただし、当該会員が以下に定める状況にある間は退会できないものとします。
 - (1) 自らが受発注者となって成立した本取引の業務が終了していない場合。
 - (2) 自らが受発注者となって成立した本取引の決済手続きが完了していない場合。

第5条 本サイトの利用料に関する事項

1. 本サイトの登録料金は CNCP 法人正会員、個人正会員、賛助会員および CNCP サポーターは無料となります。
2. 公募法人登録は登録時 1 万円の登録料金の納入が必要です。公募個人登録は登録時 3 千円の登録料金の納入が必要です。なお、サービス開始から平成 29 年 12 月 31 日までの期間は登録料金を無料とします。
3. 依頼案件登録料は無料で複数件登録が可能です。
4. Q&A サイトは無料で利用できます。
5. クライアントは、CNCP に第 8 条に規定されている報酬額（消費税および源泉徴収額を含む）の下記に相当する金額を、基本手数料（本利用規約において「システム利用料」といいます。）として委託業務契約成立時に CNCP に支払わなければなりません。システム利用金額は委託契約金額が 100 万円までは 10%、100 万円を超える場合は更に超えた金額の 5%を加算する。

6. 上記の本サイトの利用料金は、平成 28 年 6 月 17 日以降に適用されるものとします。

第 6 条 本サービスの内容

1. CNCP は本サービスによる情報提供を通じて、業務委託契約を行うためのツールの提供を行います。
2. 本サービスは、クライアントとメンバーが直接業務委託契約を締結することを目的とするものであり、CNCP は本取引の当事者とはなりません。
ただし、本取引に基づくクライアントからメンバーに対する報酬の支払事務は、第 8 条 に定めるところにより、CNCP がクライアントから委託を受けて代行します。
3. 会員が本サービスを利用して契約を締結する場合、契約の形式は業務委託契約とし、メンバーが受託業務を行う際に、クライアントが業務内容および遂行方法について具体的な指揮命令を行うことや、メンバーの業務の遂行場所および時間を指定する等、クライアントの指揮命令および監督権限を行使することができません。また、契約内容に含まれるか否かにかかわらず、そのような形でメンバーを扱うことはできないものとします。ただし、必要に応じてクライアントとメンバーが業務遂行に対して協議する行為を禁止するものではありません。
4. 本サービスにおいて CNCP は、本取引を行うメンバーもしくはクライアントの選定および本取引に基づく業務の遂行やその成果物について、それらの内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の確認および保証を行わないとともに、その瑕疵に関して一切の責任を負いません。
5. クライアントは CNCP に対し、本サービス利用料（本利用規約において「システム利用料」といいます。）として、第 5 条の定めにより支払い義務を負うものとします。なお、支払いの時期および方法については第 8 条の定めによることとします。
6. クライアントは CNCP に対し、預託金を支払うものとします。
7. CNCP は、CNCP の判断で、クライアントに対し、預託金の全部又は一部を返還できるものとします。また、クライアントは、CNCP に対し、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額にシステム使用料を加えた額を控除した範囲で、預託金の返還を求めることができるものとします。
8. 受発注者間での連絡は、原則として本サービス内において行うものとします。ただし、CNCP が事前に承諾した場合はこれに限りません。
9. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。

第 7 条 業務委託契約の成立

1. メンバーとクライアントの間で、業務内容・報酬額・工期等の契約内容が確定し、その内容にしたがって実施する意思が相互に確認された時点で、当事者間で業務委託契約が締結されたものとします。なお、同契約が締結された場合、クライアントは、本取引に基づくクライアントのメンバーに対する報酬の支払事務について、第 8 条に定めるところにより、CNCP がクライアントに代行して支払事務を行うことに同意するものとします。
2. 前項の契約締結に際して、メンバーとクライアントの間で業務内容・報酬額・工期等以外に瑕疵担保責任の有無等の取決めを行う必要がある場合は、当事者間で別途合意するものとし、CNCP はその合意の存否および内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. メンバーは、契約に従った業務の遂行・完成・成果物の引渡し義務を負います。
4. クライアントは、業務の成果物がある場合には、これに瑕疵がないか検収する義務および業務の遂行・完成

に対して契約に従った報酬を支払う義務を負うものとします。

5. 設計変更に対してクライアントとメンバー双方が合意して報酬額および支払い時期を変更する行為は、双方の責任に基づいて行われます。クライアントは CNCP に設計変更の内容を通知しなければなりません。

第 8 条 決済手続き

1. 決済手続きは以下の手順で行われます

- (1) 当事者間（クライアントおよびメンバー）の契約成立および報酬額の確定

- (2) クライアントから CNCP へ預託金の仮払い（報酬額（注）＋システム利用料）。

注：クライアントが事業所登録組織で源泉徴収の義務があり、かつメンバーが個人の場合は預託金として収める報酬額は源泉徴収額を差し引いた額とする。

- (3) 上記(1)および(2)が確認された段階でのメンバーの業務開始が許可されたとみなします。この許可がない段階での業務開始は保証対象外となります。

- (4) 設計変更にもなると報酬額が増額となる場合、クライアントは CNCP にすみやかに報酬増額分にシステム利用料を追加した預託金を収めなければなりません。

- (5) 業務完了には、当事者間の合意が得られた旨の通知をクライアントから CNCP に届け出ることが必要です。CNCP は、クライアントからの業務完了の合意通知を受領後に、すみやかにメンバーに対して報酬の支払い決済を行います。なお、設計変更で報酬額が減額となった場合は、預託金からメンバーへの報酬額にそれに相当するシステム利用料を加えた額を差し引いた残額をクライアントに返金します。ただし、その際の振込手数料はクライアントの負担とします。

- (6) 業務が未完で終了した場合は、その旨をクライアントは清算報酬額を含めメンバーとの合意を得たうえで CNCP に届け出ることが必要です。この手続きを経て、CNCP からクライアントに預託金の返還手続きが行われます。ただし、振込手数料はクライアントが負担します。また、当事者間の契約破棄に伴う報酬の清算のトラブルには一切 CNCP は関与しません。

2. 本取引に関する金銭の支払いについては、銀行振込決済とします。

3. 本取引の報酬の支払時期および方法は作業を開始する日の前日まで確定した報酬額にシステム利用料を加算した金額を CNCP 指定の銀行口座への振込決済によるものとします。なお、本項に定めるとおり、クライアントのメンバーに対する報酬の支払事務については、クライアントから委託を受けた CNCP が代行します。

4. CNCP に対するクライアントの振込手数料については、クライアントが負担するものとし、メンバーに対する CNCP の振込手数料については、CNCP が負担するものとします。

5. 会員が指定できる振込み先口座は、銀行、ゆうちょ銀行のいずれかの日本国内の口座とします。なお、会員が指定した口座情報に不備があり振込みができない場合、組戻しにかかる手数料は会員が負担するものとし、口座情報の不備が解消されるまで、CNCP は払い戻しを行わないものとします。

6. 受発注者間で本取引に関する報酬を直接授受することを禁止します。

7. 以下の各号に掲げる場合には、本利用規約の規定にかかわらず、CNCP は、当該本取引の支払い代行事務を終了し、仮払いされた預託金をクライアントに全額返金することができるものとします。ただし、返金の際の振込手数料はクライアントの負担とします。

- (1) 業務の完了前に、本取引のいずれかの当事者より、相手方に対して、業務の中断・停止の意思表示があった場合において、相手方が 1 週間以内に承諾または不承諾の意思表示を行わず、CNCP がこれを確認した場合。

- (2) 本取引が受発注者の合意により解除され、CNCP が受発注者双方からその旨を確認できた場合。

- (3) メンバーが成果物の引渡し義務等の本取引に基づく義務の履行を遅滞し、相手方または CNCP がその履

行を催告したにもかかわらず、メンバーが1週間以内に同義務を履行しなかった場合。

- (4) 本取引の当事者から提供された情報等をもとに、CNCP が受発注者双方に確認し、債務の本旨にしたがった履行が行われたか否かの点について、当事者間の認識に争いがあることが認められた場合。
 - (5) 本取引の当事者から提供された情報等をもとに、CNCP が受発注者双方に確認し、稼働時間またはこれに基づく報酬額について、当事者間に争いがあることが認められた場合。
 - (6) 本取引成立後、本取引のいずれかの当事者又は CNCP が、相手方に対し、本サービスにおける通常の連絡手段を用いて連絡をしたにもかかわらず、1週間以上連絡がとれない状態が継続した場合。
 - (7) その他 CNCP が預託金を留保することが不相当であると判断した場合。
8. 本条に基づいて、支払いまたは返金を行って以後、当事者間の報酬等の支払いに関して、CNCP は一切責任を負わないものとします。

第9条 本サイトでの知的財産権の取り扱い

1. 本サービスを通じてメンバーがクライアントに対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、本取引の業務が完了するまでの間はメンバーに帰属するものとし、本取引の業務が完了した段階でクライアントに移転・帰属するものとします。ただし、メンバーが本取引開始前より有している知的財産権（以下「留保知的財産権」といいます。）を除きます。
2. メンバーは納品した成果物の一切に第三者の著作権等を侵害していないことをクライアントに保証しなければなりません。
3. メンバーはクライアントに対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用（第三者への使用許諾を含む。）を無償で許諾するものとします。ただし、第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得たうえでメンバーが成果物に利用した場合、該当する知的財産権は、第三者に帰属し、クライアントに移転・帰属しないものとします。
4. メンバーとクライアントの間で別途取決めがある場合は、同取決めを優先します。
5. 本サービスで CNCP が作成・提供する画像、テキスト、プログラム等に関する著作権等の一切の知的財産権は、CNCP に帰属します。
6. 本サービスで CNCP が作成・提供・掲載する一切の画像、テキスト、プログラム等は、著作権法、商標法等の法律により保護されています。

第10条 取引における法令の遵守

会員は、会員間取引において、法令を遵守する義務を負います。以下の法律上の規程およびこれに限らないその他業務委託に関する全ての法律を遵守しなければなりません。

- (1) 取引によってメンバーに支払われる報酬でクライアントが源泉徴収をする義務があるとき、クライアントは源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行しなければなりません。
- (2) 取引が下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける時は、クライアントは同法を遵守しなければなりません。
- (3) CNCP は取引における法令遵守を保証するものではなく、クライアントの履行に対しては何らの責任を負わないものとします。

第11条 ID・パスワードの管理

1. 会員は登録IDとパスワードは自己責任の管理下で管理するものとします。

2. 会員は登録 ID とパスワードを第三者にいかなる理由があっても譲渡・貸与することはできません。
3. 会員 ID とパスワードを用いたあらゆる行為は、全て会員 ID を保有している会員自身の行為とみなします。
4. 会員 ID とパスワードが漏えいした場合、速やかに CNCP に当該 ID とパスワードによる利用停止を通知しなければなりません。
5. 会員 ID とパスワードが不正に利用されて生じた一切の責任は、会員 ID を保有している会員が負わなければなりません。CNCP は会員の損害から全て免責されるものとします。

第 12 条 秘密情報の取り扱い

1. 本サービス利用における秘密情報とは、クライアントの委託業務を遂行するに当たりクライアントから開示された一切の業務上の情報をいいます。メンバーはクライアントの事前の承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示、漏洩してはなりません。メンバーがクライアントの事前の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本規程に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。また、クライアントおよびメンバーは、本規程に定める秘密保持義務を遵守するために、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
2. 下記に示す事項に該当する情報については、本秘密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示の際に既に公知であった情報、またはメンバーの責によらず公知となった情報。
 - (2) 情報を受領したメンバーが既に正当に保持していた情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報。
3. クライアントおよびメンバー間で紛争が生じた場合、CNCP は一切の責任を負わない。本件はすべて利用者間でこれを解決するものとする。

第 13 条 禁止事項

CNCP は全ての本サービスの利用者に対して法令に則って安全に取引が出来るように以下に定める行為を行うことを禁止します。利用者が以下に該当する行為を行った場合は、CNCP は故意・過失を問わず違反行為とみなします

- (1) CNCP および他の利用者若しくは第三者の商標権、著作権などの知的財産権を侵害する行為。
- (2) 特定の個人情報を無断で第三者に開示する行為。
- (3) 代理で会員登録する行為。
- (4) 本サービスまたは他の情報を改ざん、消去する行為。
- (5) CNCP または他人になりすます行為。
- (6) 業務委託以外の目的で本サービスを利用する行為。
- (7) 仮払いが完了する前に業務を依頼する行為もしくは業務を開始する行為。
- (8) 本サイトを介さずに直接取引する行為。
- (9) 本サイトにコンピューターウイルス等不正プログラムを送信する行為。
- (10) 報酬を特定できない依頼行為。
- (11) 依頼内容と著しく異なる業務を行う行為。
- (12) 作業承諾確定後に作業を拒否する行為。
- (13) CNCP および会員からの連絡に対して故意に応答の遅延や無視をする行為。

(14)その他、CNCP が不適當を判断した行為。

第 14 条 監視業務

1. CNCP は本サイトが利用規約に則り適切に運用されているかどうかを監視する業務を独自の裁量で行うことを会員は同意するものとします。
2. 業務取引上のクライアントとメンバーとの通信は当事者および CNCP の三者のみが閲覧でき、CNCP は前項の監視業務によって、適切な措置をとることが出来ます。

第 15 条 本規約等の違反への対処

1. CNCP は、会員が本サイトの利用に際して本利用規約に反すると判断した場合は、該当会員に対して通知なしに本サービスの利用の一時停止、会員登録の一時抹消を行います。
2. 会員が違反行為の是正勧告に従わない場合は、会員登録を抹消するとともに本サイト上から会員に関わる全ての情報を削除します。また、その行為が極めて悪質な場合は法的措置を検討します。
3. 前項の措置に対する質問および苦情の受け付けはいたしません。また、会員は当該措置によって生じた損害を CNCP に請求することはできません。

第 16 条 CNCP からの通知または連絡

1. CNCP は、会員に通知または連絡が必要な場合は登録されたメールアドレスへのメールもしくは登録された住所への郵便を用いて行います。
2. 会員のメールアドレスおよび住所の変更があった場合に速やかに CNCP に対して変更届を行わなければなりません。遅れた場合は、通知または連絡が取れないことが生じます。
3. 会員が CNCP へ連絡が必要な場合は、メールまたは郵便を用いて連絡を行うものとします。
4. CNCP が必要と認めた場合を除き、一切の電話もしくは訪問による対応はしません。

第 17 条 サイトの中断・変更・停止・終了

1. CNCP は、1 か月以上の通知期間をもって本サイト上で告知のうえ、本サービスの変更、停止および終了を行うことができるものとします。
2. CNCP は、予見不可能なシステム障害や停電や地震・火災などの天変地異の理由により本サイトの運営が困難と判断した場合は、利用者への事前告知を行わずに本サービスの中断を行う場合があります。
3. CNCP は前項の中断によって生じた損害に対しては一切の責任を負いません。

第 18 条 免責・非保証

1. 利用者は、本サイトで作成したデータについて自己責任で保存しなければなりません。CNCP はこれらデータの保存に関して一切の保証は致しません。
2. 本サイトのデータが他者の悪意によって改ざんされた場合においても、CNCP はそれによって生じた損

害を補償するものではありません。ただし、CNCP は技術的に可能かつ合理的な範囲で改ざんデータの復旧に努めます。

3. 利用者が利用したコンピューターシステムにおいて生じたトラブルおよび利用者の過誤によって生じたトラブルによって生じた損害を、CNCP は一切責任を負いません。
4. 本システムがコンピューターウイルスに感染した場合においても、それによって生じた損害を CNCP は一切責任を負いません。
5. CNCP は、本サービスの提供状況、アクセスの可能性、使用状況については保証するものではありません。
6. CNCP は、本サイトの利用者間の取引を管理するものではなく、利用で生じた利用者間のトラブルには一切関与しません。利用者間で生じたトラブルは利用者間で解決するものとします。ただし、当該トラブルで CNCP が損害を生じた場合、利用者は連帯で CNCP に生じた損害を賠償しなければなりません。
7. 利用者が本サービスを利用することによって第三者に対して不利益・損害を与えた場合、利用者は自己責任でこれを賠償しなければなりません。
8. 前各項に関わらず、何らかの理由で CNCP が利用者に対して損害賠償責任を負わなければならない場合においても、CNCP の責任は利用者から受領した手数料その他の金額の総額を上限とします。

第 19 条 本サービスの譲渡等

CNCP は、本サービスの事業を第三者に譲渡することはありません。ただし、特定非営利活動促進法にのっとり所定の手続きを経て CNCP と他の特定非営利活動法人との合併が行われた場合は、本サービスのすべての権利は、合併後の特定非営利活動法人が引き継ぐことをあらかじめ同意するものとします。

第 20 条 基準時間

本サービスの基準時間は、すべて本システムが利用しているサーバで管理されている時刻によるものとします。

第 21 条 準拠法・管轄裁判所

1. 本利用規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本サービスに関して訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第 22 条 業務評価

1. 納品の採用が完了すると、クライアント、メンバー双方が互いの業務評価結果をしなければなりません。
2. 評価にあたっては、その双方ともに正当性に疑義があってはなりません。
4. 報告された評価結果は CNCP の承認を挟み、公開となります。

第 23 条 個人情報保護方針

CNCP マッチングサイト利用における個人情報は、以下の基本方針を定めて管理します。

- (1)個人情報の収集・利用・提供を行う場合、CNCP マッチングサイト利用目的以外に使用はいたしません。
- (2)個人情報の所有者（情報主体）の権利を尊重し、本人からの情報の開示や訂正・削除要求は、社会通念や社会慣行に反しない限り実行します。

- (3)個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに対して合理的で適切な予防、安全策を講じます。
- (4)個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守します。
- (5)個人情報保護の活動について、内容を継続的に見直し、改善に努めます。